

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

条例（議員発議）

○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

（議会事務局総務課）

一

ページ

条 例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成十二年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第一条、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の県議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の県議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。